

三芳町民間施設指定暑熱避難施設指定要領

1 目的

この要領は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について、町内に所在する民間施設（以下「施設」という。）の指定において必要な要件を定める。

2 実施内容

クーリングシェルターは、町民の休息場所として主として次の内容を実施する。

- (1) 施設利用の有無にかかわらず、暑さから避難する町民が適切に休息できる空間の提供。ただし受け入れ可能人数内に限る。
- (2) 休息用の椅子、ソファ等準備（既設のもので可）
- (3) 空調の適切な管理
- (4) 休息場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (5) 施設の出入り口等見やすい場所への案内やのぼり、ポスター等の掲示

3 指定基準

クーリングシェルターの指定基準は、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 町内に所在を有すること
- (2) 適当な冷房設備を有すること
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表時に、施設を住民その他の者に開放できる
- (4) 滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること
- (5) 町のホームページ等で下記内容の公表が可能であること
 - ① 施設名称
 - ② 施設所在地
 - ③ 施設連絡先
 - ④ 休憩場所の概要（建物内の位置や利用上の注意事項等）
 - ⑤ クーリングシェルター開放可能日時（曜日、時間帯等）
 - ⑥ 受入可能人数

4 運用期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、国が定める4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。

5 クーリングシェルターの応募

クーリングシェルターの応募方法は次のとおりとする

- (1) 応募期間
随時受付
- (2) 応募方法
応募施設は、三芳町クーリングシェルター指定申込書（様式1）に必要事

項を記載して、町へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出する。

6 町からの支援

町は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行う。

- (1) クーリングシェルター案内表示等の配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症特別警戒情報発表時の情報提供

7 経費の負担

- (1) クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設の負担とする。
- (2) 利用者が施設に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償を負わない。

8 クーリングシェルターの指定

(1) 指定方法

応募があった施設のうち、「3 指定基準」を満たすものを、町長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定にあたり、町は施設の管理者との間において、協定を締結するものとする。

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた施設を有する事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3) 指定の解除

町は指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- ① 指定基準の要件を満たさなくなった場合
- ② 施設より指定の解除の申し出があった場合
- ③ 町がクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場

合